

今月で事業復活支援金の申請が終了します。これで一息ついた方もいらっしゃるでしょう。コロナ禍ですが徐々に売上回復の兆しが見えてきています。一方で材料代や燃料その他のものが上がっているのが懸念事項です。仕入原価が上昇しているからといって、それを販売価格になかなか転嫁できないのが現状です。「会社として適正な利益を確保する」経営者の腕の見せどころです。(田島 年男)



GWはいかがお過ごしでしょうか？今年移動制限もなく各地で旅行者が増えたという点では経済に好影響だと思います。ただし足元では円安資源価格高騰など各業種で原価増になっています。漠然とした不安を少しでも和らげるため先の数字に見える化してみませんか。気になる方は是非ご相談ください。(橋本 秀明)



皆さまゴールデンウィークはいかが過ごされましたか？私は、子供たちが大きくなり一緒に出かけなくなったので、この間に3回目のコロナワクチンの接種を行いました。1・2回目同様で、少し怠り程度で発熱もなく普通に過ごせました。摂取したからといって油断することなく予防は続けていきます。感染者数もだいぶ落ち着いては来ましたが、連休明けにどう変化するかが気になりますね。自分事ではありませんが、今月は法人の決算件数が多いので気合を入れなおして一月乗り切りたいと思います。(村場 晋)



3年振りの制限のないGWでしたが、どの様に過ごされましたか？私は念のため検査を受けた上で、実家へ帰省しました。久しぶりに高速道路を利用しましたが、値上げの波はこんなところまで!!と往路から驚いてしまいました(値上げは以前から決定事項だったので…。)。心配を掛けまいとプチ贅沢をして帰宅すると、郵便受けに自動車税の納税通知が届いており更なる出費に愕然とし、今年のGWは驚きの連続で終わってしまいました。朝晩の寒暖差が激しい日が続きます。皆様お身体ご自愛ください。(鈴木 正義)



先月姉に誘われ、マンドリンのコンサートに行きました。マンドリンのオーケストラというちょっとマニアック(?)なものでしたが、久しぶりに聞く生の演奏に感動しました。まだまだ気は抜けませんが、少しずつ生活に彩りが戻ってきたように感じました。新年度が始まって1ヶ月が経ちます。オンオフを切り替えて、気を引き締めて参りたいと思います。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。(鈴木 直美)



制限のないゴールデンウィークは3年ぶりですね。早速ですが家族で潮干狩りに行ってきました。息子はアサリを探すよりも、砂と海と戯れてとても楽しそうでした。つつい目の前の物理的な利益(大きなアサリをたくさん採りたい!)と考えてしまう私は視野をもっと広げなくちゃと感じさせられました。さらに、持ち帰ったアサリたちを砂抜きしている間、頻繁に見ているうちに食べる前から愛着がわいてきてしまいました。。。(玉井 佳善子)



4月はカメラを持って桜を見に行ってきました。今回撮った写真を現像しようと久しぶりに写真屋さんに行ったら、ハーフサイズというものがあって、Lサイズの半分のサイズで現像出来るとのこと。値段は半分ではなくLサイズと一緒に少々悩みましたが、なんとなくおしゃれかなーと思いハーフサイズで印刷してみました。アルバムもコンパクトになるし、なんだかんだ気に入っております。(青木さおり)



皆さんは近ごろ運動していますか？私は最近ボディコンバットのプログラムを受講して汗を流しています。元々ジムに通う予定はなかったのですが、学生時代の先輩と8月に健康的な体で海に行こうと約束したことがきっかけで一緒に通うことになりました。普段デスクワークが主なのでレッスンの最中は正直かなりきついのですが、仲間が傍にいと面白さと楽しさの方が勝りますね。いい機会なので食事管理もやってみようかなと思います。(栗田 奈美)



税理士法人ウィズのLINEのご案内！ウィズNEWSもWeb版に！！

これから税理士法人ウィズNEWSはLINEでのWeb版をメインとして配信していきますので、皆様ぜひご登録をお願いいたします！！

登録はこちらのQRコードから！→



〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-2-5 ERVIC 人形町4階

TEL: 03-5847-1192 FAX: 03-5847-1193

5月5日は端午の節句。現在のこいのぼりは合成繊維ですが、江戸時代は和紙に模様を手描きしていたそうです。数年前、手描きこいのぼりの伝統を一人で守って来た女性職人が引退されました。「伝統は形だけではない。伝えたい心がないといけない」。55年の職人人生を振り返った、彼女の言葉の重みが胸に刺さりますね。

お役立ち情報

「相続税に影響が！？成年年齢の引き下げについて！」

4月1日から施行された改正民法によって、成年(成人)年齢が18歳に引き下げられました。これに伴い生活面で以下のような様々な影響があります。さらに税務面でも少なからず影響があります。

生活面での主な影響

- ・国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳と定められる
- ・クレジットカードや携帯電話などの契約・住所・職業の決定などが親の同意なしで可能に。
- ・税理士や公認会計士、司法書士、社会保険労務士などの専門的な国家資格の取得も可能に。
- ・飲酒、喫煙、馬券購入はこれまで通り20歳以上という取扱いです。

税務面での影響

●相続税 ～未成年者控除の見直し～

相続税の未成年者控除は、相続人の中に未成年者がいる場合相続税の金額が安くなるというものです。算式は以下の通りです。未成年者の年齢が幼ければ幼いほど控除額が多くなるという仕組みです。

$$\text{未成年者控除の額} = (\text{成年年齢} - \text{相続日時点の未成年者の満年齢}) \times 10 \text{万円}$$

例：相続時に15歳の相続人がいた場合の未成年者控除の額は、
3月31日までは50万円（20歳-15歳）×10万円
4月からは30万円（18歳-15歳）×10万円となり、控除額が最大で20万円減ることとなりました。

●贈与税

～申告の特例税率の適用～

最も一般的な暦年贈与では、20歳以上の子や孫が父母又は祖父母(直系尊属)から贈与を受けた場合には、贈与金額によっては特例税率が設けられています。

例：暦年贈与では、110万の基礎控除後の贈与の金額が300万円超400万円以下の場合、特例税率では15%、それ以外の一般税率では20%の課税になります。18歳以上に引き下げられたことにより、この適用要件も18歳以上とされました。

～贈与税の相続時精算課税制度の選択～

原則60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の相続時精算課税制度の受贈者の適用要件も18歳以上とされました。

そのほかに、

- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合
- ・直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度の受贈者の年齢、個人版事業承継税制や法人版事業承継税制の後継者の適用要件も18歳以上とされました。

今さら聞けない経済用語

今月の教えてキーワード：【家計債務】

家計が抱える金融機関などからの借金のこと。住宅や車のローンが大半を占め、クレジットカードを使った借入れなどを含む。新型コロナウイルスの影響で住宅需要が拡大し、世界の家計債務総額は2021年9月時点で55.4兆ドル（約6600兆円）とコロナ前に比べ12%も増えた。債務拡大が景気を下支えする一方、将来的に潜在成長率の低下や金利上昇局面での返済負担増大などで経済の足かせとなるリスクが懸念されています。

ウィズの本棚

『金持ち父さんのキャッシュフロー・クワドラント』



一流大学に入学、一流企業に就職すれば、一生安泰の人生。そんな時代はもう終わり。正社員として懸命に働いても生活に困る人が現在急増しています。今後は学校では教えてくれないファイナンシャル・リテラシーを身につけることで、時代を乗り切ることが求められている。激動の時代にこそ、この本が威力を発揮します。自分がやりたいことは何か。欲しいものは何か。どんな状態であることが理想か。そんなことを考えながら読むと人生の選択肢が大いに広がるので、定期的に読み返したい書籍です。

【 出版：筑摩書房 著：ロバート・キヨサキ 】

来月の税務カレンダー【6月】

(納期限令和4年6月10日)

○5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

(申告及び納期限令和4年6月30日)

○4月決算法人の確定申告

○10月決算法人税の中間申告「半期分」

○消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3カ月毎の中間申告

○消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人の1カ月毎の中間申告

(通知期限令和4年6月15日)

○所得税の予定納税額の通知

先人の言葉

速度を上げるばかりが
人生ではない

インド独立の父である、マハトマ・ガンジーの言葉。ネット社会では効率やスピードを重視するが、見える景色も見えなくなるため、ゆっくり進むことも大切だ。

トレンドを斬る！

コロナ禍によって打撃を受けた駅弁が進化しています。お取り寄せの対応は冷凍や真空パックの技術を駆使して実現、旅の醍醐味（だいごみ）を懐かしむ人々に喜ばれています。また駅での販売に限定せず、高速道路のパーキングエリアに販路を見出すメーカーや、自動販売機を導入し無人販売を成功させた例もあります。ある老舗はデパ地下に出店し、ご当地の高級弁当として好評を得ています。駅弁の既存概念を壊し、新たな存在意義をかけて各社が模索しています。



商売のヒント

今月の商売のヒント：【「満足」と「不満足」の複雑な関係】

鎖国を続けていた日本にペリーが来航した19世紀。世界ではイギリスを中心とした欧米諸国で産業革命が急速に進み、個人の生産効率を最大限に発揮することが重要だと考えられていました。いつの時代でも、個人の生産効率が商売を左右する状況は変わらないようです。では個人の生産効率はなにに左右されるのか。今も昔も、会社の業績を支えている要素のひとつは社員のモチベーションではないでしょうか。ある調査によれば「やる気にあふれる」社員の生産性は、単に「満足している」社員と比べて約2.3倍高いという結果も出ています。

話を19世紀に戻して当時、フレデリック・ハーズバーグというアメリカの臨床心理学者が「何が人をやる気にさせるのか」という研究をして「モチベーション理論」を提唱しました。その理論によれば、人に「満足をもたらす要因」と「不満足をもたらす要因」は必ずしも同じではない。しかも満足をもたらす要因が満たされるとモチベーションは上がる

けれど、不満足をもたらす要因を満たしても、不満足の解消になるだけで満足感やモチベーションが上がるとは限らないことを明らかにしたのです。気になるのは「満足をもたらす要因」の内容です。お金か、肩書か、休みか、人間関係か。実はこのどれでもありません。人に満足をもたらすのは、達成感、評価、責任ある立場、昇進、成長などで、つまり仕事そのものや仕事から得られる精神的な成長が満足につながり、やる気を引き出すそうです。一方、不満足をもたらす要因は、給与、福利厚生、経営方針や管理体制、同僚や上司との関係など。ここから分かるのは、給与が低ければ不満になるけれど、給与を上げてても不満が解消されるだけで社員のやる気にはつながらないという、経営者をガックリさせる話です。これをご自身の商売に当てはめてみてください。コロナ禍で大変なときは売上が上がればすべてうまくいくと思いがちですが、状況はそれほど単純ではなさそうです。コロナは一種の産業革命だという見方もあります。何が自分のやる気になるか。中長期的な視点で考えてみたいものです。

